

平成 24 年 6 月

平成 25 年度

税制改正に関する要望

東京税理士政治連盟

[要望項目]

はじめに

…1ページ

I 個別税法改正項目

1. 土地建物等の譲渡所得に対する課税方法を分離課税から総合課税に変更し損益通算及び繰越控除を認めること。また、不動産所得に係る損益通算の特例は廃止すること。(所法)
(継続) … 3 ページ
2. 役員給与の損金不算入規定を見直すこと。(法法 34) (継続) … 3 ページ
3. 消費税の届出書類等の提出期限を見直すこと。(消法 9、同 37) (継続) … 4 ページ
4. 小規模事業者の消費税納税義務の見直しと消費税額の適正な価格転嫁を担保する措置を講ずること。(消法) (新規) … 4 ページ
5. 交際費課税への 10 %課税の即時廃止及びその範囲を見直すこと。(措法 61 の 4) (継続)
… 5 ページ
6. 一括償却資産の損金算入制度の廃止、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を 30 万円未満に引き上げること。(所令 138、同 139、同 139 の 2、法令 133、同 133 の 2、同 134、措法 67 の 5) (継続) … 5 ページ
7. 所得控除全体の見直しと人的控除部分の給付付き税額控除制度を導入すること。
(所法 72 ~ 86・継続) … 5 ページ

II 納税環境整備に関する項目

1. 税制の企画立案手続の公正性・透明性を確保すること。(共通) (継続) … 6 ページ
2. 国税通則法第 1 条(目的)に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、納税者権利憲章を制定すること。(新規) … 6 ページ
3. 社会保障と税制の一体改革については、給付付き税額控除を導入し効率的な社会給付を行っていくこと。また、所得把握のために必要な番号制度については第三者機関によりセキュリティ・チェックを厳格に行い、適切な運用が行われるよう制度設計をすること。
(継続) … 7 ページ

4. 国税不服審判所を、より公正な審議を行うことができる機関とすること。(継続) … 7 ページ

III 国及び地方公共団体の会計制度改革

… 8 ページ

税制改正に関する要望

平成 24 年 6 月

東京税理士政治連盟

はじめに

本要望書は、当連盟の従来からの基本的な考え方を踏襲しながら、傘下 48 単位税理士政治連盟の意見を集約しつつ、東京税理士会の建議権を基本とした「平成 25 年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」（以下「意見書」という。）に掲げられた項目を実現するために、作成されたものである。したがって、要望項目の多くは、意見書に掲げられた項目であり、強く実現を求めていくべきものである。

租税とは、国や地方公共団体などの公共部門が、その活動を維持するための財源として、法律に従い、強制的に徴収する金銭その他の財貨である。したがって、税制と財政は相互に密接な関係がある。安定財源の確保という租税の直接的な目的を達成する上で、租税の社会的経済効果を考慮しつつ、税制を考えていく必要がある。近年、特に、雇用や医療・年金等の社会保障費が急激に増加し、深刻な財政不足に陥っている。財政を健全化していくには、所得課税を中心では賄えきれず、所得・消費・資産にバランスよく課税していくことが必要である。

税制の具体化にあたって、以下の視点を十分配慮し、税制を構築していくべきである。

- (1) 負担能力に応じた公平性に配慮した税制
- (2) 立法過程などの透明性に配慮した税制
- (3) 国民の納得が得られる税制
- (4) 時代に適した税制

東日本大震災から 1 年以上が経過した現在でも、わが国では依然として大規模な地震が発生する可能性が高いといわれている。このような状況下では、災害が発生する度に震災特例法等を制定するのではなく、今後起こりうる震災に対し「災害税制に関する基本法」を恒久法として整備しておく必要がある。税制面でも不測の事態に備えて、納税義務者に安心感を与え、より迅速な被災者支援を可能にしていくことが、地震大国であるわが国に与えられた使命である。

リーマンショック後の経済の低迷に加え、東日本大震災及び欧州信用危機、歴史的な円高の影響を受けて、企業の経営環境はますます厳しいものになっている。さらに国会では「社会保障・税一体改革」に基づき、財源確保のための消費税増税に関する議論がなされている。増税分の消費税については、下請けなどの弱い立場にある中小企業者が適正に価格に転嫁できるよ

うな施策を講じなければならない。また、このような状況下で、消費税の滞納も増加傾向にある。2月経過後の延滞税の割合（14.6%）が依然として高い割合のまま据え置かれており、消費税の価格転嫁に苦しむ中小企業の更なる負担となっている。超低金利時代の下、基準割引率（0.3%）を基に同様の方法で計算される還付加算金の特例基準割合（4.3%）も長期定期預金の金利などと比べてはるかに高い割合となっており、両者のバランスをとるためにもその割合を引き下げるべきである。このように消費税増税が中小企業者に負担を強いることなく、景気を浮揚させることができるか、今後も見守っていく必要がある。変化していく経済状況を踏まえたタイムリーな税制改革が急務となっている。

I 個別税法改正項目

1. 土地建物等の譲渡所得に対する課税方法を分離課税から総合課税に変更し損益通算及び繰越控除を認めること。また、不動産所得に係る損益通算の特例は廃止すること。(所法) (継続)

▼土地建物等の譲渡所得については、長期譲渡所得と短期譲渡所得に区分の上、分離課税を適用しているが、所得金額が少ない階層には一層割高となることから課税方法を分離課税から総合課税に移行すべきである。

▼また、損益通算及び繰越制度は、生活に通常必要でない資産の譲渡による損失以外の損失は給与所得、事業所得など他の所得との損益通算が認められており、租税法の基本である担税力に応じた課税を行うという原則を実現するための制度である。バブル崩壊後、不動産の譲渡による損失が多くの納税者に生じており、このような現状を考えると、不動産の譲渡損失と他の所得との損益通算をすることにより、土地の流動化を促進し、課税の公平を図ることが国民生活の向上にとって必要な政策である。

▼不動産所得に係る損益通算の特例は、過度な節税への対策として設けられたものである。しかし、土地等の借入金利子の負担により、資金が流出して課税所得が減少していることから、損益通算を制限することは所得のないところに課税することになる。

平成 10 年度改正によって、法人税においては新規取得土地等に係る負債利子の課税の特例が廃止されていることからも、これとの整合性を保つためにもこの制度は早急に廃止すべきである。

2. 役員給与の損金不算入規定を見直すこと。(法法 34) (継続)

▼平成 18 年度税制改正において、法人税法上、支給される役員給与が事前の定めによるものか否かにより、損金算入の是非を判断し恣意性を排除することとなった。しかし、法人税法第 34 条（役員給与の損金不算入）の規定が、損金算入される役員給与を限定列挙するという手法を用いているために、法が予定していない役員給与については、それがたとえ事前の定めによるものであり、恣意性がないものであったとしても損金不算入となるという不合理が生じている。条文構造の見直しを求めたい。

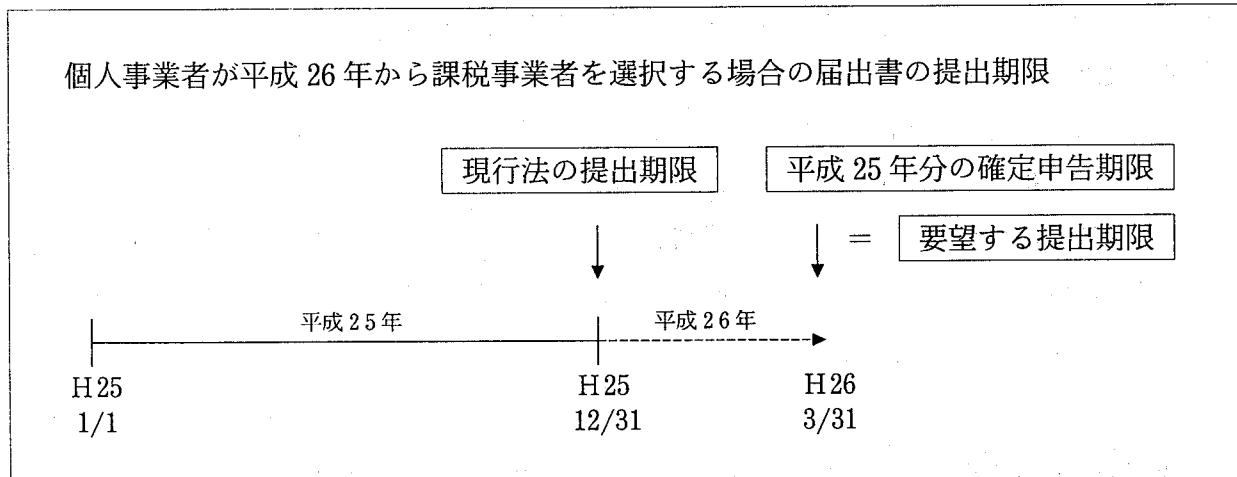
▼役員給与の本質は職務執行の対価であることから、会社自治を尊重し、恣意性のないものについては当然に損金算入されなければならない。

また、法人が役員給与を減額改定する場合の取扱いは、会社法により多様化した支給形態に対し、法人の予測可能性を確保すべく明定化することが必要である。

3. 消費税の届出書類等の提出期限を見直すこと。(消法9、同37) (継続)

- ▼平成15年度改正法施行により、小規模事業者である消費税納税義務者が大幅に増加することとなった。消費税に関する様々な議論が叫ばれる今日、現行消費税法が小規模納税義務者に求めている繁雑な届出制を簡素化すべきである。例えば「課税事業者選択(不適用)届出書」や「簡易課税制度選択届出書」の提出期限を、適用を受けようとする課税期間の前課税期間分の確定申告期限までとする等の改正をすべきである。
- ▼また、消費税法37条の2(災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例)では、災害等に伴う不意な設備投資に備え、期首にさかのぼって簡易課税制度の適用を受けることをやめることが認められていることからも、小規模事業者の実情に鑑み、課税売上に対して一定割合以上の課税仕入が生じた事業年度(年分)については、期首にさかのぼって簡易課税制度の不適用が認められるべきである。

〈具体例〉



4. 小規模事業者の消費税納税義務の見直しと消費税額の適正な価格転嫁を担保する措置を講ずること。(消法) (新規)

- ▼現行の納税義務免除制度では、課税期間開始前に「課税事業者選択届出書」の事前提出を行わなければならず、本来受けられるべき消費税の還付を受けられていない事例は少なくない。こうした弊害を解消するためには、現行の納税義務免除の制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱うこととし、その上で、小規模事業者に配慮した新たな制度を創設することが必要である。具体的には、課税期間の課税売上高が一定金額以下の場合には申告・納付を不要とする制度(「申告不要制度」)、もしくは、課税期間の納付すべき消費税額より一定金額を基礎税額として控除し、納付すべき税額が基礎税額以下の場合には申告・納付を不要とする制度(「基礎税額控除制度」)を創設すべきである。

▼消費税率が引き上げられる場合、中小企業者が消費税増税分に関して、取引価額に転嫁できない場合には、増税分の利益が減少する。取引の相手が優越的地位に基づき、仕入代金の減額、買い叩き、購入強制などを行ったときは、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法等の法令に違反することを周知し、中小企業者が消費税増税分を取引価格に適正に転嫁できるよう、関係行政機関への相談・研修・広報による公正性を期待する。

5. 交際費課税への 10 %課税の即時廃止及びその範囲を見直すこと（措法 61 の 4） (継続)

- ▼中小法人においては、得意先大法人等の事業関係者との取引を継続したり、業務遂行の円滑化を図ったりする目的で支出せざるを得ない交際費等も多いため、形式的に支出額の 10 %が課税される規定は即時廃止すべきである。
- ▼また、同様な趣旨から、中小法人が支出する祝い金等や、受領者側で益金に計上されることによって結果的に二重課税となるものについては、その支出の目的に応じて社会通念上必要と認められる場合、会議費や少額飲食費等と同様に、交際費課税の範囲から除外すべきである。

6. 一括償却資産の損金算入制度の廃止、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を 30 万円未満に引き上げること。（所令 138、同 139、同 139 の 2、法令 133、同 133 の 2、同 134、措法 67 の 5）（継続）

- ▼現在、減価償却資産は度重なる改正により、10 万円以上、20 万円未満、30 万円未満の取得価額によりそれぞれ損金算入限度額が選択できる一方、その結果として事業者の事務処理上の混乱を招くこととなっている。
- ▼このような繁雑性を防ぎ、減価償却計算に関する事業者の事務処理の負担を軽減するために、一括償却資産の損金算入限度額を廃止するとともに、少額減価償却資産の取得価額の一時損金算入限度額を 30 万円未満に引き上げるべきである。

7. 所得控除全体の見直しと人的控除部分の給付付き税額控除制度を導入すること（所法 72～86）（継続）

- ▼一般家庭の世帯構成も従来とは変わっており、現行のすべての所得控除に存在意義があるとは考えられない。また、現行の所得控除制度は、適用税率の高い高所得者に有利な制度であり、所得による格差が生じているのが実情である。
- ▼そこで、その所得による格差を是正するために、現行の所得控除のように、控除しきれ

ない部分が足切りとなってしまう制度よりも、控除しきれない部分については還付される「給付付き税額控除制度」の導入を検討すべきである。

▼特に人的控除については、課税最低限を考慮した上で、それぞれの必要性を検討し、それらの多くのものは、給付付き税額控除制度へ移行すべきである。

▼なお、人的控除以外のものについては、創設当初の意義が乏しくなっているものがあり、それぞれの必要性を見直す必要がある。

II　納税環境整備に関する項目

1. 税制の企画立案手続の公正性・透明性を確保すること。（共通）（継続）

▼過年度における税制改正では納税者に十分な周知がないままに、唐突な法改正が相次いだ。現在、各省庁において税制改正に関する要望の募集が行われ、徐々にその透明性が確保されつつあるが、立案段階におけるパブリックコメント手続はまだ十分とはいえない。したがって、国民生活に直結する税制改正こそ、税務の専門家である税理士を更に活用しつつ、広く国民・事業者・専門家団体等の意見を聞く機会を拡充すべきである。この透明性を確保するシステムが、ひいては国民の国政に対する信頼性を確保する有効な手立てとなることからも、今後の一層の充実を望むものである。

▼また、行政立法手続である税務における政省令及び通達の制定改廃についても、同様の意見照会のシステムが必要である。

2. 国税通則法第1条（目的）に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、納税者権利憲章を制定すること。（新規）

▼平成23年度税制改正において、国税通則法改正案のうち、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確にするための第1条の改正及び納税者権利憲章の策定が見送られたことは、これらの改正を長年要望してきた当連盟としては、誠に遺憾である。

▼平成24年度税制改正大綱でも述べられているように、「平成23年度税制改正法附則第106条の趣旨を踏まえ、納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、」早急に国税通則法第1条（目的）に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、あわせて納税者権利憲章を制定すべきである。

▼なお、国税通則法の目的規定を改正し、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確にすることについて、行政手続法の目的規定と平仄をとるために、行政運営における透明性の向上を図る趣旨も明確にすべきである。

- ▼また、納税者権利憲章には「国民の行った手続は、誠実に行われたものとしてこれを尊重すること。」の文言を入れるべきである。憲章を行政文書とするのであれば、その作成過程においてパブリックコメントを実施する等、国民（納税者）の十分な参加と監視が不可欠である。
- ▼さらに、これらの改正とあわせて国税通則法の題名を改正後の法律の内容をよく表すものとなるよう変更するべきである。

3. 社会保障と税制の一体改革については、給付付き税額控除を導入し効率的な社会給付を行っていくこと。また、所得把握のために必要な番号制度については第三者機関によりセキュリティ・チェックを厳格に行い、適切な運用が行われるよう制度設計をすること。（継続）

- ▼わが国では、雇用・医療・年金等それぞれがばらばらに制度設計され、その結果税制や社会保障制度を通じて効率的な再配分が行われず、所得の再分配機能が低下しており、それ故に社会保障・税一体改革が必要となってくる。厳しい財政状況のもとで税制が社会保障の一部を補完していく手法として、給付付き税額控除を導入し効率的な社会給付を行い、国民生活を保障していく必要がある。また一体改革の帰結として歳入庁の創設の検討することは、事務の効率化、未納・不正受給の防止に役立つ可能性がある。
- ▼給付付き税額控除の導入のためには番号制の導入が必要となるが、どのような取引（情報）を対象とすれば不正受給が減り、税収が増えるかは慎重に検討すべきである。

また、対象範囲や対象金額を検討するうえで、中小事業者の事務負担が過度にならないように考慮すべきことも忘れてはならない。更にプライバシー保護をはじめ国民の不安を払拭するには、第三者機関の設置が重要である。この第三者機関には、情報漏洩等の被害を防ぐためにセキュリティをチェックし、番号制度の不適切な利用・運用に対して適切な対応ができるなど一定の権限を持たせるべきである。

4. 国税不服審判所を、より公正な審議を行うことができる機関とすること。（継続）

- ▼国税不服審判所は、現在、納税者の権利救済の役割を十分に果たしていない。国税不服審判所長は、国税庁長官が財務大臣の承認を受けて任命し、その他の職員も税務行政庁の職員が多数を占めており、その独立性が保たれているとはいえない。よって、国税不服審判所を、より客観的で公正な審議を行うことができる第三者性を高めるため、以下のような改正を行うべきである。

- ① 異議申立前置主義・不服申立前置主義の廃止。
- ② 不服申立期間の延長。

- ③ 国税不服審判所の第三者性の確立。
- ④ 審査請求における対審的構造の導入。
- ⑤ 審理の対象を原処分理由に限る。
- ⑥ 証拠書類の閲覧・謄写・印刷を認める。
- ⑦ 裁決をすべて公表する。

III 国及び地方公共団体の会計制度改革

「財政の健全化・透明化」を進めて、国の標榜する「強い財政」を具現化するためには、国及び地方公共団体の会計について、現行の官庁簿記方式（単式簿記・現金主義会計）から複式簿記・発生主義会計に変更して日本の国家財政にも複式簿記による貸借対照表を作成し、真の財政状態を明らかにしていくことが肝要である。

なお、東京都では、日常の会計処理に複式簿記・発生主義会計を平成18年4月から導入しており、その結果、従来の会計制度ではできなかった多様な財務諸表の作成をすることができるようになり、事業単位のコスト分析などが可能となっている。

主要先進諸国が複式簿記・発生主義会計を導入している今日、わが国においても公会計制度改革改革が不可欠である。